

2025年度全国統一要約筆記者認定試験の手引き

実施：大阪市

一般社団法人 要約筆記者認定協会

I. 試験概要

要約筆記者として必要な知識及び技能を客観的に測定するための筆記及び実技試験の問題、採点、合否判定基準及び具体的実施方法等について、(一社)要約筆記者認定協会から提供を受け、各都道府県、各市町村における要約筆記者の登録試験とするため以下の試験内容を実施します。

1. 試験日時 2026年2月15日(日) 午後1時から午後3時45分
※ 試験会場へは午後0時30分から入場可能です。
※ 午後0時50分までに指定された席に着いてください。
2. 申込締切 2025年12月19日(金) (当日消印有効)
3. 合否発表 2026年3月19日(木)を目途に、受験者宛て郵便でお知らせします。
4. 試験内容 〈筆記試験〉 60分
〈実技試験〉 手書き：ロール・ノートテイク用紙を使った実技各1問
パソコン：一人入力2問
5. 試験会場 大阪市社会福祉研修・情報センター 5階 大会議室
大阪市西成区出城2丁目5番20号
電話 06-4392-8200(代) FAX 06-4392-8206
6. 申込先 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課
要約筆記者養成講座担当
電話 06-6208-8072 FAX 06-6202-6962

II. 受験資格者

下記のいずれかに該当する人

1. 要約筆記者養成講習を修了した者
2. 補習講習等を受けた登録要約筆記奉仕員

III. 出題範囲及び試験科目

厚生労働省通知における要約筆記者養成カリキュラム・必修科目

1. 筆記試験 要約筆記者に必要な基礎知識
 - ・ 聴覚障害の基礎知識 … 第1講
 - ・ 社会福祉の基礎知識 … 第6講・第8講・第13講・第14講
 - ・ 要約筆記の基礎知識 … 第2講・第4講・第5講・第9講・第10講・第11講・
第12講・第13講・第14講
 - ・ 日本語の基礎知識 … 第3講

※右欄は「厚生労働省カリキュラム準拠要約筆記者養成テキスト上下巻第2版」(全難聴・

全要研「要約筆記者養成テキスト作成委員会」発行)の該当講です。(参考)なお、要約筆記者養成カリキュラム「社会福祉の基礎知識」には、最近までの社会福祉の動向が含まれます。

2. 実技試験

- | | | | |
|------------|--------|-------------|------------|
| (1) 手書き : | 1問5分程度 | ノートテイク現場を想定 | ノートテイク用紙使用 |
| | 1問5分程度 | 全体投影現場を想定 | ロール使用 |
| (2) パソコン : | 1問5分程度 | ノートテイク現場を想定 | パソコン入力 |
| | 1問5分程度 | 全体投影現場を想定 | パソコン入力 |

(1)(2)とも 社会福祉、障害者福祉、聴覚障害問題から1問、一般的内容から1問とする。第1問目は、資料がある現場を想定して実施します。

※パソコンの実技試験は認定協会が貸与するUSBメモリ内のソフトを利用して実施します。

IV. 受験日の流れ

1. 入室
2. 筆記試験 (60分)
3. 休憩及び実技試験準備
4. 手書き実技試験 (2問)
5. パソコン実技試験 (2問)
6. 終了

V. 試験実施団体に提出する書類

受験申込者は、次の1から4の書類を、記載内容等に不備がないことを確認のうえ、申込先に提出してください。なお、令和7年度(2025年度)大阪市要約筆記者養成講座を修了された方が修了コースを受験される場合は、1及び4のみ提出してください。

1. 受験申込書

記入もれのないようボールペンを使って楷書で正確に記入し、受験申込日から6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の証明写真(縦4.0cm、横3.0cm)を指定欄に貼付してください。また、写真を貼る前に裏面にボールペンで氏名を記入してください。

2. 修了証等の写し

要約筆記者養成講座又は補修講習等(ステップアップ研修)の修了が確認できる書類のコピー。

3. 受験費用の振込確認書類

- (1) 受験費用の振込が確認できるもの(ATMで振り込んだ場合は利用明細票)のコピーを、受験申込書の裏面上部に貼付してください。
- (2) 振込確認書類の原本は、本人控えとして大切に保管してください。
- (3) 受験費用の振込が確認できない場合は、受験申込を受け付けることはできません。

4. 返信用封筒(受験票送付用)

- (1) 長形3号(横12cm、縦23.5cm)の封筒に、住所・氏名をご記入のうえ、手書き要約筆記を受験する方は110円切手を、パソコン要約筆記又は両方を受験

- する方は140円切手を貼付してください。
- (2) 返信の宛名には「(受験者の氏名)様」とご記入ください。
 - (3) 住所の書き損じ等にご注意ください。
 - (4) 郵便料金が不足している場合は、受取人払として受験者本人にご負担いただきます。

VI. 受験者への注意事項

1. 試験全般

- (1) 2月6日(金)までに受験票が届かない方は、速やかに大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課までご連絡ください。
(連絡先 電話 06-6208-8072 FAX 06-6202-6962)
- (2) 試験中は、試験会場の指定された場所以外に立ち入らないでください。
- (3) 大阪市社会福祉研修・情報センター内での喫煙を禁止します。
- (4) 試験会場では、電話連絡は受け付けません。
- (5) 試験会場に入ったら、携帯電話等の通信機器は試験の終了まで使用できません。係員の指示に従って電源を切ってください。
- (6) その他、試験官、監督官の指示事項に従ってください。
- (7) 欠席の場合は申込先へご連絡ください。USBメモリ等事前配布物がある場合は、返却期日を申込先と相談のうえ、欠席された方のご負担で申込先までご返却ください。
- (8) 試験を欠席された場合でも、受験料は返金しませんので、あらかじめご了承のうえ申し込んでください。

2. 筆記試験

- ・受験番号と同一番号の席に座ってください。
- ・筆記用具は、HBの鉛筆又はシャープペンシル・プラスチック製消しゴムを持参してください。

3. 実技試験

- (1) 手書き要約筆記では、中字油性ペン(ロール)、水性ボールペン1.0(ノートタイプ用紙)を使用します。指定以外のものを使用した場合は失格となります。
- (2) パソコン要約筆記では入力用パソコンを使用します。入室後、係員から立ち上げについての指示がありますので、それに従ってください。
なお、パソコンの実技試験は各自が係員の指示に従ってUSBメモリに保存するところまでとします。
- (3) 実技試験はCDをかけて実施します。試験環境を一定に保つため一切の私語を禁止します。